

◎ユニバーサルサービスをどのような範囲でどこまで義務付けるか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>(2) <u>郵便事業会社</u></p> <p>(イ) サービスの提供範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き郵便のユニバーサルサービスの提供義務を課す。 ・ユニバーサルサービスの維持のために必要な場合には、優遇措置を設ける。 ・信書事業への参入規制については、当面は現行水準を維持し、その料金決定には公的な関与を続ける。 	<p>(義務付け範囲)</p> <p>○ 民営化後も郵便サービスを低下させないために、郵便事業会社に提供義務を課す範囲は、現在と同様、通常郵便物、小包郵便物及び国際郵便としてはどうか。</p>	<p>○ 民間宅配便が全国でサービスを提供している現状にかんがみ、郵便事業会社に提供義務を課す範囲から国内小包郵便物を外すこととしてはどうか。</p> <p>○ その場合、郵便のユニバーサルサービスの提供義務について規定している万国郵便条約との関係をどのように整理するか。</p>	<p>○ 欧州では民間が発達している領域には、条約があっても義務を縮小する方向。日本では民間の宅配便が普及しているという事情も考慮すると、条約との関係があったとしても、実態面から小包の義務を課す必要はないという考え方もあるのではないか。</p> <p>○ 日本では宅配便市場における小包郵便物のシェアが低く、ユニバーサルサービス義務を課す意味がないのではないか。義務を広げることで優遇措置が必要になると、イコールフットィングの議論が出てくる。</p> <p>○ ユニバーサルサービス義務は本当に国民が必要としているものに限るべき。第一種・第二種のユニバーサルサービス義務を守ることが大事。</p> <p>○ B案の方が利用者の便にかなっており、あえて提供義務を課す必要はない。</p>

【参考1】 万国郵便条約

- ・すべての利用者が、加盟国領域のすべての地点で、合理的な価格下で普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享受する（第1条）。
- ・郵政庁は、通常郵便物（2kg以下）及び小包郵便物（20kg以下）の引受け、取扱い、運送及び配達を確保する（第10条）。

【参考2】 諸外国におけるユニバーサルサービス義務の範囲

- ・アメリカ…書状、小包（※）
※ USPSが現在提供しているサービスがユニバーサルサービス義務の範囲。（書状、小包とも約31.75kg以下）
- ・イギリス…書状（重量制限なし）、20kg以下の小包
- ・フランス…2kg以下の書状、20kg以下の小包
- ・ドイツ…2kg以下の書状、20kg以下の小包
- ・オランダ…2kg以下の書状、10kg以下（国際は20kg以下）の小包

○ イコールフットィング上小包郵便物の一律サービスの範囲にかかわらず、通常郵便物と小包郵便物の収支を明確に分離する必要があるのではないか。

○ オランダ、スウェーデンのように通常郵便物についても、バルク郵便など既に競合があるところは、提供義務を課す必要はないのではないか。

○ 検討の基軸は、4会社が自立することであり、その仕組みをいかに作るかということ。その上で、もし問題があるなら別途議論をしていくこととしてはどうか。緩和か全国一律サービスを課すことに応じた支援かということを対立させて議論すると問題の解決にならない。全国一律サービス範囲と料金規制緩和範囲をあわせて考えていくべき。

(優遇措置)

- その場合、優遇措置として、信書便事業への参入規制については、当面、現行水準を維持する。

【参考 1】 日本における信書便事業の参入規制

- ・ 一般信書便 (長さ 40 cm・幅 30 cm・厚さ 3 cm以下かつ 250g 以下で 3 日以内の送達)
- ・ 特定信書便 (「3 時間以内の送達」「1,000 円超」「長さ・幅・厚さの合計 90 cm超、又は 4kg 超」のいずれかの信書便)

※一般信書便は、クリームスキミング防止 (全国均一料金、全国毎日 1 通からの引受・配達、簡易かつ秘密保護が確実な差出方法の確保) を規律

【参考 2】 諸外国における独占分野の例

- ・ アメリカ…極めて緊急性の高い書状 (速度基準又は金額基準若しくはファーストクラスメール料金の 2 倍相当額のいずれか高い方の額以上) 以外は独占
- ・ EU 指令…基本書状料金の 3 倍未満かつ重量 100g 未満の書状は独占
- ・ ドイツ …基本書状料金の 3 倍未満かつ重量 100g 未満の書状は独占
- ・ フランス…基本書状料金の 3 倍未満かつ重量 100g 未満の書状は独占

- 欧州では段階的に参入の重量基準を引き下げていることも念頭に置いて、優遇措置を引下げ、競争を促進する方向が見えていることが必要であり、その方向で検討することが必要。

- 信書で利益を上げられる状況を維持できるかどうか、シミュレーションが必要。

	<p>(義務付ける範囲について、上記A案を採用する場合)</p> <p>○ 提供義務を課すならば、通常郵便物の料金は認可制、小包郵便物の料金は事前届出制という現在の料金規制を維持してはどうか。</p>	<p>○ 提供義務を課すとしても、経営の自由度を拡大するため、適正な料金設定を確保する措置を維持しつつ、例えば、以下のような料金規制の緩和を行ってはどうか。</p> <p>[料金規制の緩和案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常郵便物の料金 (現在) (民営化後) 認可 ⇒ 上限認可 ・ 小包郵便物の料金 (現在) (民営化後) 事前届出 ⇒ 事後報告 <p>※変更命令については維持。</p>	<p>○ できるだけ経営の自由度を拡大して、規制緩和するのが大きな方向。</p> <p>○ 規制下にある企業と自由な企業の間では競争にならない。健全な競争をつくるためには料金規制は緩和するのが望ましい。</p> <p>○ 提供義務が残る通常郵便物についても、少なくとも値下げについては、緩和した方がよい。</p> <p>○ 規制を緩和した場合に、イコールフティングの観点から問題があるかどうかについては、監視機関で見るべき問題として議論してはどうか。</p>
	<p>(義務付ける範囲について、上記B案を採用する場合)</p> <p>※ 小包郵便物の提供義務を課さない場合には、郵便としての料金規制を外れることとなり、民間宅配便と同様の料金規制となる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】 貨物自動車運送事業（宅配便）の料金規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告義務（事後報告） ・ 変更命令 </div>		

○ さらなる優遇措置については、民間企業と同様の義務を負うことを基本としつつ、激変緩和の観点や他の公益事業との比較を考慮し、必要なものに限って講じることを検討してはどうか。

○ 民間企業として自立を目指すことが基本。基本的には、参入規制があるわけだからそれに限ることとし、あとは激変緩和のため必要なものに限るべき。公益事業でも、丸抱えの優遇措置は少なく、特別の目的があるものに限っており、基本的に大きな優遇措置を設けるべきではない。

◎提供義務を課す公共性の高いサービスの範囲をどうするか（第三種、第四種、特殊取扱等）

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>(2) <u>郵便事業会社</u></p> <p>(イ) サービスの提供範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別送達等の公共性の高いサービスについても提供義務を課す。このために必要な制度面での措置は、今後の詳細な制度設計の中で検討する。 	<p>(第三種、第四種郵便物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の第三種、第四種郵便物（通信教育、点字、盲人用録音物、植物種子、学術刊行物等）については、原則として引き続き提供義務を課すこととした上で、それぞれの政策目的に応じた必要性が特に低下したものを義務付けの対象から除外することとしてはどうか。 ○ そもそも第三種・第四種郵便物は、文教、社会福祉政策等の観点から低料金とすることが義務付けられているものであるが、平成15年度において第三種で216億円、第四種で30億円の赤字がそれぞれ発生している現状を踏まえ、別途、 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三種、第四種郵便物については、法律上は提供義務を課さず、提供するかどうかは経営の判断に委ねてはどうか。 ○ その場合、経営上の判断から、今まで提供されてきた低料金のサービスが提供されなくなる場合が生じるがどうか。特に現在無料で提供している盲人用郵便について、その料金をどのように担保するか。 ○ また、現在、公職選挙法において、選挙期間中に選挙に関する報道及び評論の自由が認められる新聞紙又は雑誌については、第三種郵便物の承認のある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度ができた時と現在での状況の違いを踏まえた政策目的の妥当性、代替手段の有無を考慮して検討すべき。 ○ 例えば、学術刊行物について、インターネットが普及した時代に、料金を特に安くする必要があるか。 ○ 盲人用郵便については、きわめて重要で必要性が高い。 ○ 基本は自由にして経営の判断に委ねるべき。民営化を期にこれらを経営の判断に委ねるということをまず考え、それから、盲人用など個別のものについて必要性を議論すべき。

支援措置等を講ずる必要がないか。

ものとの要件が課されているが、この位置付けを考慮する必要はないか。

【参考1】 第三種・第四種郵便物の概要

第三種…一定の条件を具備する定期刊行物であって公社が第三種郵便物として承認したものを内容とするもの。

第四種

- ・通信教育…法令により監督庁の認可又は認定を受け通信教育を行う学校又は法人とその受講者との間に発受される通信教育用の教材等を内容とするもの。
- ・点字…点字のみを内容とするもの。
- ・盲人用録音物等…盲人用録音物等を内容とし、盲人の福祉を増進することを目的とする施設（公社が指定）において発受するもの。
- ・植物種子等…植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの。
- ・学術刊行物…学術団体がその目的の達成のために、年1回以上継続して発行する学術刊行物（公社が指定）を内容とし、発行人又は売りさばき人から差し出されるもの。

○ 盲人用については、企業の社会的責任を果たしていく上での問題という考え方もありうる一方、必要最小限のサービスとしてなんらかの担保が必要という考え方もある。

○ 三種・四種の赤字は小さい額ではない。赤字を補填する必要がないレベルまで下げられるよう、時代の変化に応じて見直し、必要なものは残したとしても、小さくできるところは小さくすることが必要。

【参考2】 第三種・第四種郵便物の物数（H15年度）

第三種（一般）	477,025 千通
（低料・月3回新聞）	305,221 千通
（低料・心身障害者・月3回新聞）	62,278 千通
（低料・心身障害者・その他）	12,000 千通
第四種（通信教育）	25,880 千通
（点字・盲人用録音物等）	3,232 千通
（植物種子等）	1,861 千通
（学術刊行物）	9,571 千通

【参考3】 諸外国において予算措置が講じられている例

- ・アメリカ…盲人用郵便及び不在者投票郵便に対する補助金（2002年度：48百万ドル）
- ・カナダ…議会用郵便、盲人用郵便及び北部遠隔地域郵便に対する補助金（2002年度：49百万カナダドル）

【参考4】 万国郵便条約

- ・点字郵便物については、航空増料金を除くほか、郵便料金を免除する（第8条）。

【参考5】 諸外国の例

- ・アメリカ…盲人用郵便を無料（合衆国法典）
- ・カナダ …盲人用郵便を無料（カナダ郵便公社法）
- ・イギリス…盲人用郵便を無料（郵便会社に対する免許状）
- ・フランス…盲人用郵便を無料（郵便電気通信法典）

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
	<p>(特殊取扱)</p> <p>○ 特別送達のほか内容証明、引受時刻証明、配達証明及び書留の司法手続に組み込まれたり、法的効力を付与されているものについては、法律上、その実施を義務付けることとしてはどうか。</p>		<p>○ みなし公務員が基本的な方向として考えられるのではないか。</p> <p>○ 資格制度については、多数の職員を経て提供される郵便サービスの性質上、個々人の資格で対応できるのか、また、資格制度への移行がスムーズに行くかといった問題がある。</p> <p>○ 民間企業でもコンプライアンスを重視しているということを踏まえると、罰則による担保には相応の効果がある。</p> <p>○ 特殊法人改革、独立行政法人改革でも非公務員型への改革が進んでいる。行政改革の流れの中で平仄を合わせて進めていくことが必要ではないか。</p>
	<p>○ その場合、高度の信用性や証明力を維持するため、刑罰法規の適用について公務員として扱うこととする「みなし公務員」規定を設けること等で対応してはどうか。</p>	<p>○ その場合、高度の信用性や証明力を維持するため、公証人のような制度又は何らかの資格制度を導入し、一定の者のみに特別送達郵便物等を取り扱わせる等で対応してはどうか。</p>	

【参考】 みなし公務員の概要

- ・みなし公務員とは、公務員ではないが、職務の内容にかんがみ、刑罰法規の適用について公務員としての扱いを受ける者。
- ・みなし公務員規定は、職務の内容が公務に準ずる公益性・公共性を有しており、国家公務員法上の規律（争議行為等の禁止、秘密保持義務、兼業禁止等）全体を包括的に課す必要はないが、その公正妥当な執行を担保するため必要があるときに設けられるもの。

[規定例]

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）
第13条
- 2 指定住宅性能評価機関及びその職員で評価の業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。